

旅行ガイドブックによるプロモーション業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、旅行ガイドブックによるプロモーション業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

旅行ガイドブックによるプロモーション業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和10年3月24日（金）まで

3 予算額

委託料の上限は18,700,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

※令和8年度 6,600,000円、令和9年度 12,100,000円

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和8年	9月18日（金）	公募開始
令和8年	9月29日（火）	質疑受付締切
令和8年10月	1日（木）	質疑に対する回答（予定）
令和8年10月	2日（金）	参加申込書提出締切
令和8年10月	9日（金）	参加資格審査結果通知
令和8年10月	15日（木）	企画提案書提出締切
令和8年10月	20日（火）	応募者が多数の場合の書類審査結果通知
令和8年10月	22日（木）	プレゼンテーション審査
令和8年10月	26日（月）	審査結果通知

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に

該当しない者であること。

- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (イ)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 全国の書店において配本されている有償の旅行ガイドブック（旅行者に向けて刊行された書籍のうち、観光地、交通手段、宿泊施設、飲食店及び文化財の情報を網羅したものに限る。）の制作及び販売に係る実績を有していること。

7 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式6）により、添付の1ファイルにまとめて電子メールにて提出すること。
- ※ メール件名の冒頭を「【プロポーザル質問（商号又は名称）】」とすること。
- ※ メール送信後、提出した旨を必ず電話にて連絡すること。
- ※ 電話やFAX、郵送による質問は受け付けない。
- (2) 期限 令和8年9月29日（火）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 大津市産業観光部観光振興課（担当：菅沼・濱田）
電子メール：otsu1618@city.otsu.lg.jp
- (4) 回答方法 本市ホームページに掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込にかかる提出書類

- (ア) 参加申込書（様式1） 1部
- (イ) 誓約書（様式2） 1部
- (ウ) 法人等の概要（様式3） 1部
- (エ) 会社案内（パンフレット等） 1部
- (オ) 事業実績書（任意様式） 1部

記載事項：旅行ガイドブックの制作実績（有料か無料かわかるように記載）
自治体からの受託事案の有無

大津市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、次の書類も併せて1部提出することとする。

（法人の場合）

- (カ) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- (キ) 直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の滞納がないことを確認できるもの（完納証明書等）
- (ク) 役員名簿（様式4）（なお、会社役員の名簿のみ、持参又は郵送で提出する以外に、Excel ファイルをEメールに添付し、問合せ先アドレスに送付すること。

（個人の場合）

- (ケ) 身分証明書の写し
- (コ) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。）の完納証明書等及び直近年度の消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）

イ 企画提案にかかる提出書類

- (ア) 見積書（様式任意） 1部

見積額及び内訳については、年度ごと（令和8年度と令和9年度にわけて作成）に、当該業務に係る事業費を必要経費の項目に区分して積算することとする。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

- (イ) 企画提案書（様式任意） 正本1部、副本7部

副本については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

第9項に記載の企画提案書作成方法に沿って作成すること。

- (ウ) 審査基準対照表（様式5） 1部

本要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容や提案者の強みなど企画提案書に記載されている事項を簡潔にまとめた対照表を作成すること。

(2) 提出期間及び時間

ア 参加申込にかかる提出書類

令和 8 年 1 0 月 2 日（金）午後 5 時まで（必着）

イ 企画提案にかかる書類

令和 8 年 1 0 月 1 5 日（木）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

大津市産業観光部観光振興課（担当：菅沼・濱田）

〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号

電話：077-528-2864

E mail：otsu1618@city.otsu.lg.jp

9 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書類の内容

別紙の仕様書に基づき、以下の項目について作成すること。

ア 会社概要及び事業実績

イ 実施体制（可能な限り詳細に記載すること。）

ウ 実施スケジュール

エ 業務に係る事業費積算内訳

オ 仕様書の「3 業務の目的」、「4 業務方針」を踏まえた上で、「5 業務内容」に沿った企画提案とその企画提案理由（根拠）

(2) 様式及び制限枚数

ア 様式は問わない。文章の補充のために写真やイラスト、図表等を用いることも可とする。

イ 様式の企画は A 4 とする。

ウ 提案内容については使用枚数を自由とする。

エ 企画提案書は、左止めし、番号順にファイル等に綴じて提出すること。

(3) 記載要領及び留意点

ア 事業者情報について

提出する企画提案書のうち、副本 7 部については、提案者の商号又は名称、代表者氏名など事業者が特定できる事項を記載しないこと。

イ 業務の実施体制について

業務を実施した場合の実質的な従事者について記載すること。

ウ 業務に係る事業費積算内訳について

年度ごと（令和 8 年度と令和 9 年度にわけて作成）に、業務に係る事業費を必要

経費の項目に区分して積算すること。また、消費税及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。

1 0 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、旅行ガイドブックによるプロモーション業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 応募者が多数の場合の書類審査の実施

応募者が多数である場合は、提出書類を基に書類審査を行い、次号の企画提案に係るプレゼンテーションの参加対象者を7者程度に選抜する場合がある。審査結果は、全ての応募者に通知する。

結果通知：令和8年10月20日（火）予定

(2) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和8年10月22日（木）

イ 実施場所 大津市役所別館3階 産業観光部大会議室

※ 詳細な時間は、参加申込書を提出した者に対して別途通知する。

ウ 提案時間 20分以内

（※ なお、応募者多数の場合は、時間を変更する場合がある。）

エ 質疑応答 10分程度

オ 参加人数 3人以内

カ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備したプロジェクターを利用することができる。なお、使用する電子データは、企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

キ オンラインで参加する場合、参加者は通信環境を十分に整えること。通信遮断による提案時間の延長は原則認めないものとする。ただし、停電等の予期しない要因による通信遮断が発生した場合はこの限りではない。

(3) 審査基準

提出書類及びプレゼンテーションを基に、「審査基準」（別紙1）に基づき評価を行う。

1 1 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知時期 令和8年10月26日（月）予定

1 2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、第14項に記載の情報公開についてはその限りではない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に公開することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の公開とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

- オ 見積書の金額が第3項の予算額18,700,000円を超過した場合
カ 見積書の令和8年度が、予算額6,600,000円を超過した場合
キ 見積書の令和9年度が、予算額12,100,000円を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (7) 本件に係る契約は、この業務に係る令和8年度大津市一般会計補正予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

16 問合せ先

大津市産業観光部観光振興課（担当：菅沼・濱田）

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

電話：077-528-2864

E mail：otsu1618@city.otsu.lg.jp